

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東金山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 6 経営体（うち認定農業者 4 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は他地区に比べ農地面積は少ないが、水稻単作地帯である。

集落内では自給的農家を中心として農業が営まれてきたが、農業者の高齢化の進展により近年は、将来の農地利用の在り方について懸念されている。今後は、人・農地プランの作成を契機として、集落における話し合いを進めていくことで、プランに基づく農地中間管理事業の活用により、担い手に農地の集積・集約化を図っていく。また、地区外の農業者が耕作している農地があることから、地区内の担い手に対し農地の集積・集約化が図られるように話し合いを進めていく。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。